

アスマライズ通信

アスマライズ事務局 Vol. 32

外国人労働者の労働災害について

近年、外国人労働者の増加に伴い労災（労働災害）も増加傾向にあります。外国人労働者の死傷者数の割合は日本人労働者の「約2倍」と報告され、死亡や後遺障害の残る重篤な災害も発生しています。技能実習生や特定技能外国人なども労働者として労働基準関係法令の適用を受けますので万が一、労災が発生した場合は所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出する必要があります。

外国人労働者の受入れの際には言葉が通じないために安全指示が伝わらない、安全標識が理解できないなど、日本人にはない特有のリスクがあります。外国人労働者が労災に被災しないため、労災の加害者とならないためにも、作業手順や安全のためのルールを理解してもらい、未然に防ぐための対策が重要となります。

労働災害を予防するための取り組み

① 母国語での安全衛生教育

安全衛生教育の実施は労災を予防する基本中の基本ですが、外国人の母国語での指導や、日本語と母国語を併記したテキストを活用するなどして学習内容の十分な理解を図ることが重要です。外国人労働者が理解できる方法で安全衛生教育を行い、学んだ内容を正しく理解しているかどうか適宜確認しながら指導を行って下さい。

② 日本語教育

現場での安全指示や安全標識の理解のために、日本語教育は必須になります。日常会話にない専門用語など現場で何気なく使っている言葉を見直し、その意味を正しく理解してもらうことが必要です。緊急時の対応など様々な場面を想定した日本語教育も実施するようお願い致します。

③ 複数言語の安全標識

安全標識を理解するため外国人の母国語が併記された安全標識を使用することも労災予防として有効的です。

④ メンタルヘルスへの配慮

労災が起きる要因として、ストレスによる集中力・注意力の低下があります。また、仕事は見て覚える、ミスすると大きな声で怒鳴られるなどの教育法では、外国人には理解できません。怪我や病気など身体的な健康状態だけでなく、積極的にコミュニケーションをとり外国人労働者が孤立しないで職場に馴染めるよう配慮することも重要です。

立入禁止



Do Not Enter
禁止入内
CẤM VÀO
Dilarangi Masuk
BAWAL PUMASOK

実習実施者様からの質問 Q&A

Q. 技能実習生受入れ企業は5月末までに外国人技能実習機構へ実施状況報告書を提出しなければならないと聞きました。どのように作成したらよいですか。

A. 実習実施者は技能実習を行わせた場合には、直近の技能実習事業年度の受入れ状況・労働条件等の実施状況を翌年度4月1日～5月31日までの間に「実施状況報告書」を提出することにより報告を行わなければなりません。外国人技能実習機構ホームページ (<https://www.otit.go.jp/>) に記載例や詳細情報がございますので参考に作成をお願いします。

監理団体から実習監理を受けている場合は、監理団体が作成し提出しても差し支えないとされていますので、当組合では毎月確認させて頂いております賃金書類を基に作成し、外国人技能実習機構へ提出します。後日提出書類の写しをお渡ししますので、備付書類として保管下さいませようお願い致します。

アスマライズ協同組合からのお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜わり、厚く御礼申し上げます。

◆ゴールデンウィーク休業期間

誠に勝手ながら、弊組合は下記の期間を休業とさせていただきます。

休業期間：2023年4月30日（日）～5月7日（日）

5月8日（月）より通常営業させていただきます。上記期間中のお問い合わせにつきましては、5月8日より順次対応させていただきます。ご不便をおかけするかと存じますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

◆ホームページについて

2022年6月より、オフィシャルホームページを公開しておりますのでお知らせいたします。

アスマライズ協同組合 URL：www.asmirise-coop.jp

今後とも多くの皆様にご利用いただけるよう、有益な情報やコンテンツの拡充に努めてまいりますので、よろしくようお願い致します。

